

## 3つのステップで考える相続・贈与対策 ～相続対策の基本3本柱～ その1

今月からシリーズで、3つのステップで考える相続・贈与対策について解説します。上手な人のスピーチに共通することは、3つのフレーズに簡潔にまとめて要領よく話すことです。コロナ対策も3密（密閉、密集、密接）を避けるよう広く呼び掛けています。相続対策も3つに要約することで分かり易いものになると思います。

今回は、相続対策の基本3本柱について解説します。

相続対策は、相続税対策だけではありません。相続争いの防止や相続税の納税資金対策が優先し、それらの対策を実行することに伴う副次的効果として相続税の軽減に役立つ対策が最も望ましいと考えます。

### 1. 争族対策

相続対策の中で最も重要かつ最優先で取り組むべき対策です。相続争いは誰も避けたいと願うものです。しかし、遺産分割協議の場で、ちょっとした言葉の行き違いなどから紛争に発展することも少なくありません。遺産分割協議では、「感情」と「勘定」とが交錯して収集がつかなくなることもあります。

遺産分割協議が共同相続人間で調わなかったら、弁護士を代理人に立てて交渉することになることもあります。しかし、双方が弁護士を立てて話し合いをしても容易にまとまるとは思えません。結局、依頼者である相続人が譲歩することで遺産分割協議が調うこととなります。また、家庭裁判所で調停や審判による場合には、法定相続分が前提となるため相続人の一方的な希望を通すことはできません。

それらのことを理解して遺産分割協議に臨むことが必要でしょう。

生前対策で相続争いを防止することに役立つと考えられるのは、遺言書を残しておくことです。しかし、遺言書の書き方によっては遺言書が紛争の基になることもあるため、専門家の指導を受けて作成するようにしましょう。

### 2. 納税資金対策

相続争いの防止の次に重要な対策は、相続税の納税資金の確保のための対策です。相続税は原則としてすべての財産に対して相続税が課されます。そのため、換金処分の困難な財産の占める割合の高い人の場合、相続税の納税資金対策が不十分であると相続人が相続税の納税に窮することも考えられます。

相続税の税率は10%～55%で、財産が多いと限界税率が40%以上で課税される事例も少なくありません。相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告と納税をすることとされているため、換金処分のできる優良な資産から処分すると、財産価値の低いものや有効活用の困難な資産だけしか残らないという結果になることもあります。

また、多額の銀行借入金で賃貸不動産などを建築し相続税対策を実行している事例も見受けますが、その借入金は相続人が長期間に渡り弁済していくこととなります。相続税は軽減されたかもしれませんが、相続人にとっては有難迷惑と考える人もいます。

相続対策では、相続税が支払えるだけの資金を確保すれば良いので、理想的な姿は、相続税の納税資金が生命保険などの別腹で確保されていて「借金のない」相続です。

### 3. 相続税の軽減対策

生前に行われる相続税の軽減対策は不確実なものであることを理解しておかなければなりません。相続税対策を行う場合、一定の前提条件の下、対策を立案し実行します。たとえば、亡くなる順番についてです。父と母、そして子がいる標準的な家族の場合、相続税対策では、最初に父が、次いで母が、そして子が亡くなることを前提として相続税対策を組み立てることが一般的です。しかし、母が先になることも珍しくありませんし、不幸なことに子が先に亡くなることもあります。その場合、相続税対策の効果は消滅したり、逆効果になったりすることも予想されます。

また、将来の税制改正も注意が必要です。相続税は原則として相続開始の日の相続税法が適用されます。そのため、現在効果的な相続税の軽減対策でも、税制改正や財産評価基本通達の改正などによってその効果は減殺されることも考えられます。

以上のようなことから、相続税の軽減対策を重視した対策は失敗する可能性が高いと考えおくことが良いと思います。

相続争いの防止や相続税の納税資金対策を優先して実行し、その副次的効果として相続税の軽減が実現できたとする相続対策があるべき姿だと思います。